



Title	企業グループ内部統制と取締役の責任
Author(s)	何, 家林
Citation	大阪大学, 2026, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/105555
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 何 家 林 ）	
論文題名	企業グループ内部統制と取締役の責任
論文内容の要旨 本論文では、まず、企業グループ内部統制を検討するための前提として、内部統制概念の歴史的展開について調査する。次に、取締役の内部統制システム構築義務について、単体会社と企業グループを区別し、それぞれの法的性質を検討した上で、「内部統制システム構築義務」という枠組みの下で法的整合性のある解釈を分析する。最後に、内部統制システム構築義務をめぐる取締役の責任の判断枠組みと、経営判断原則との関係について考察を行う。なお、本論文は、アメリカ法と日本法の比較法研究に基づいて考察を進める。 本論文は、内部統制概念の展開を扱う第二章、取締役の内部統制システム構築義務に関する法制度・判例・学説上の議論を扱う第三章、経営判断原則の審査基準のあり方について論じる第四章、そしてこれまでの議論を総括し、本論文の中心的な問題意識である内部統制システム構築義務をめぐる取締役の責任の判断枠組みのあり方を分析する第五章という構成で、段階的に議論を掘り下げていく。各章の内容は以下の通りである。 第二章では、内部統制概念の誕生と発展の歴史について、アメリカと日本を比較しながら検討する。第一節では、アメリカにおける内部統制概念の歴史的展開を時系列に整理する。内部統制が、会計監査実務における「内部牽制」から出発し、FCPAによる法制化を経て、COSO報告書及び2000年代初頭の上場企業会計改革及び投資家保護法（Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002; Sarbanes-Oxley Act of 2002）による現代的枠組みの確立に至る過程を跡づける。第二節では、日本における内部統制概念の受容と展開を調査する。戦前期の萌芽、戦後のアメリカからの制度導入、大和銀行事件判決を契機とする法制化、そして現代のコーポレート・ガバナンス改革における位置づけまで整理する。第三節では、日米両国の展開を踏まえ、内部統制概念の発展の原動力や期待される機能などの観点から比較分析を行い、理論的考察を加える。 第三章では、取締役の内部統制システム構築義務の法的性質について、アメリカと日本の法理論及び判例を比較して検討する。第一節では、アメリカにおける同義務をめぐる判例法の展開を紹介する。まず理論的背景を整理した上で、Caremark基準が確立されるまでの歴史（Caremark基準1.0時代）、及びMarchand判決以降の新たな展開（Caremark基準2.0時代）を時系列に沿って代表的な判例を分析する。第二節では、日本における同義務の法解釈を紹介する。大和銀行事件判決以降の主要な判例を分析して単体会社における義務の法的性質を明らかにするとともに、企業グループにおける親会社取締役の責任についても判例・学説を整理する。第三節では、ここまでの日米比較を踏まえて分析を行う。リスク管理とコンプライアンスという内部統制の2つの側面が取締役の内部統制システム構築義務違反の認定にどう影響するかを比較し、Caremark基準2.0時代の展開が日本法にどのような示唆を与えるかを論じる。 第四章では、本論文の中心課題である内部統制システム構築義務をめぐる取締役の責任の認定に経営判断原則をいかに適用するかという議論に先立ち、その前提となる経営判断原則に基づく審査基準のあり方について、日米比較を通じて検討する。第一節では、アメリカにおける理論と判例の展開を整理し、同原則の正当化根拠もあわせて検討する。第二節では、日本における経営判断原則の受容と展開を、判例と学説の両面から時系列に沿って概観し、日本の経営判断原則が抱える課題を特定する。第三節では、前二節の検討に基づいて分析を行う。経営判断原則に基づく審査基準のあり方に新たな視点を導入するとともに、アメリカ法を参考にしつつ新たな審査基準を提示する。 第五章では、これまでの議論を踏まえて、内部統制システム構築義務をめぐる取締役の責任の認定において経営判断原則をいかに適用するかという本論文の中心課題について分析する。第一節では、本論文の検討対象を再確認する。	

第二節では、前三章における検討結果を要約し、それらを踏まえて得られる理論的・実務的な示唆を整理する。第三節では、内部統制システム構築義務と経営判断原則という2つの論点を交差させ、本論文の中心的問題意識の1つである内部統制システム構築義務をめぐる経営判断原則の適用可能性について、具体的な提案を提示する。第四節では、今後の課題を展望し、本論文の結びとする。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (何 家 林)			
論文審査担当者	(職)		
	氏 名		
	主 査	准教授	津野田 一馬
	副 査	教 授	久保 大作
	副 査	教 授	清水 真希子

論文審査の結果の要旨

第一 本論文の目的と結論

本論文の最終的な目的は、内部統制システム構築義務違反による取締役の責任が争われる場面において、裁判所が採用すべき審査基準を提示することにある。本論文は、内部統制システムに関して取締役の責任が追及される場面を3つに分け、それぞれについて異なる審査基準が妥当することを明らかにする。

すなわち、本論文では内部統制システム構築義務という用語は内部統制の形式的構築義務と内部統制の実質的運用・監視義務という2つの義務を含む広義に用いている（このような用語法は従来の学説においても一般的である）ところ、内部統制システム構築義務違反が問題になる段階は構築段階・運用段階・対応段階の3段階に分けられ、それぞれ、通常の経営判断原則の適用、限定的な経営判断原則の適用、経営判断原則の不適用によって審査される。

第二 本論文の内容

本論文の意義と課題を示す第一章に続き、第二章では、アメリカと日本において、内部統制という仕組みや概念がどのように発展してきたかが明らかにされる。アメリカ・日本ともに会計監査の分野から内部統制概念が発展してきた点においては共通するが、アメリカにおいては実務の要請から内発的に内部統制概念が立ち現れてきたのに対し、日本においては政府や裁判所の意思決定によってアメリカから制度が移植されるというトップダウン型の導入がなされたことが論じられる。あわせて、第二章では、アメリカと日本の内部統制における企業グループの取扱いに関する思想の違いも論じられる。アメリカにおいては企業グループが一体として経営されているという経済的実体が優先されるのに対し、日本においては法人格の独立性が未だに重視されており、企業グループにおける一体性は限定的にのみ理解されていることが示される。

第三章では、内部統制システム構築義務の法的位置づけという問題が検討される。日本に内部統制システムという概念が導入される以前から、取締役は監視義務を負うこととされていた。また、近年においては、親会社の取締役に「子会社監視義務」という義務を解釈論上認める見解が有力である。監視義務・子会社監視義務と内部統制システム構築義務・グループ内部統制システム構築義務は、類似の問題に対処する類似の義務であるが、両者の概念的關係は学説上明らかになっているとはいえない状況にある。特に、経営判断原則との関係では、監視義務違反には経営判断原則が適用されないとされる一方で、内部統制システム構築義務違反には経営判断原則が適用されるとされるなど、学説が混乱状態にある。第三章は、内部統制システム構築義務と監視義務は、密接に関係しつつも、一方が他方に従属する関係にあるわけではなく、いずれも善管注意義務の異なる側面を構成するものであると結論する。このような理解から、内部統制システムを、「正のリスク」を含む広範なリスク管理体制と理解しつつ、内部統制システム構築義務違反に対しては経営判断原則の趣旨を尊重した審査基準を定立することが可能になる。アメリカの判例法をもとに、会社の事業にとって極めて重要なリスクとそれ以外のリスクを区別し、極めて重要なリスクに関しては高度な監視体制が要求されるという解釈を導く。

第四章は経営判断原則に目を転じ、取締役の経営判断に対する裁判所の望ましい審査基準を論じる。従来の日本の学説においては、裁判所が経営判断の過程面と内容面の双方を審査するとしつつも、「過程面は不合理か否か、内容面は著しく不合理か否かによって審査する」とする学説と、「過程面・内容面ともに著しく不合理か否かによ

って審査する」とする見解が対立していた。第四章においては、アメリカ法の学説における枠組みを用いて、日本の裁判例を分析する。初期の裁判例は緩やかな審査基準を適用するかのような一般論を述べつつも実際には厳格な審査を行い、平成期以降の裁判例は厳格な審査基準を適用するかのような一般論を述べつつも実際には緩やかな審査を行うという複雑な状況にある。このような状況では、「不合理」と「著しく不合理」という文言の差が裁判所の判断に影響を与えるとは思えず、したがって、過程面と内容面を峻別する必要もないこととなる。第四章は、代わりに、取締役が会社の最善の利益のために経営判断を行ったかという主観的要素と、十分な情報収集・検討と審議等を経て意思決定を行ったかという客観的要素の2要素からなる審査基準を提示する。

第五章は、第二章～第四章の検討を要約し、結論を導く。まずは、アメリカ法と比べて、日本法が企業グループ規制において法人格の独立性という法的形式を重視する立場に立つことにより、理論的・実務的問題点が生じていることを指摘する。内部統制システム構築義務は、親会社取締役が、法人格の壁を超えて、グループ内のリスク情報を能動的に把握する義務と理解される。このような解釈を採用しても、親会社取締役が責任を問われるのは経営判断の前提となる情報収集システムの構築についてであり、個々の経営判断への介入・不介入についてではないため、子会社の自主性を過度に制約することにはならない。

続いて、内部統制システム構築義務違反が問題となる3段階それぞれの審査基準が示される。第1段階である構築段階において取締役が行うのはリスクの優先順位付けや費用対効果の勘案を伴う高度な経営判断であり、経営判断原則による保護の対象となる。取締役は、通常想定される不正行為を防止することのできる内部統制システムを構築する義務を負う。ただし、そのような内部統制システムには多様な手法がありえるので、手法の選択にあたっては経営判断原則の適用が肯定される。

第2段階の運用段階において、取締役は、情報収集・伝達メカニズムとしての内部統制システムが正しく機能していることを継続的に確認する義務を負う。確認手法の選択にあたっては経営判断原則が適用されるが、その裁量は情報フローの実効性を確保するという目的によって厳格に制約される。

第3段階の対応段階とは、内部統制システムが機能した結果として取締役会が内部統制システムによって明白な法令違反や重大な危機（レッドフラッグ）を知るに至った段階をさす。この段階では、第1・第2段階とは事情が大きく異なる。対応段階において取締役はレッドフラッグに対処する義務を負うが、この義務の法的性質は第1・第2段階の内部統制システム構築義務とは若干異なる。この段階ではシステムの構築・運用が問題となるのではなく（内部統制システムが機能したからこそ、取締役会がレッドフラッグを知るに至ったのである）、レッドフラッグを知った取締役会が、レッドフラッグに対処するために取締役会がいかなる業務執行をするかという個別の経営判断が問題となる。この時点で会社は重大なリスクに直面しているわけだから、取締役は問題を是正し、会社の損害を最小化する義務を負う。そのための積極的かつ誠実な対応策の選択には一応取締役の裁量が認められるが、通常の経営判断のような広範な裁量が認められるわけではない。つまり、経営判断原則の適用は排除ないし厳しく制限される。

第三 本論文の評価

内部統制システム構築義務は、取締役の義務の中でも、実務上極めて重要な位置を占めるにもかかわらず、理論的には数多くの疑問点が放置されてきた学問分野である。「内部統制システム構築義務は監視義務の一部か」「内部統制システム構築義務違反の審査に経営判断原則が適用されるか」といった大雑把な問いが立てられ、噛み合わない議論が続けられてきた。

本論文は、従来の判例・学説の混乱を分析し、アメリカ法の知見を導入することで、内部統制システム構築義務に関する新たな枠組みを構築するものである。その論証手法は、アメリカ法との比較法を中心とする堅実なものである。他方で、内部統制システムを情報収集システムととらえる視点から、内部統制システム構築義務違反の司法審査に関する議論とグループ内部統制における法人格の独立性に関する議論を接合する点や、内部統制システム構築義務違反が問題となる局面に関する類型論的分析手法を提示する点には、高い新規性が認められる。

このように、本論文には高度の理論的価値が認められるとともに、裁判実務の指針となることも期待される。

本論文は構成・言葉づかいともに明快である。さらに、何家林氏は、日本の会社法はもとより、デラウェア州判例法を中心とするアメリカ会社法にも十分な知見を有することが認められる。

したがって、本論文は、博士（法学）の学位授与に値するものと認める。

付記

所定のツールにより、本論文には剽窃が存在しないことを確認した。